

教育職員等による児童生徒への性暴力発覚時の対応

基本的な心構え

- ☑ 児童生徒の人権を尊重し、また児童生徒の安全の確保を最優先とすること。
- ☑ 性暴力を察知したら、迅速かつ慎重、組織的に対応すること。
- ☑ 悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりすることがあってはならないこと。
- ☑ 「そんなことをする先生ではない」「児童生徒が大げさに言っているのではないか」という先入観を持たないこと。
- ☑ 同性間での行為も性暴力となることを認識しておくこと。
- ☑ 初期段階における児童生徒からの聴き取りは必要最低限にとどめること。



～性暴力発覚時のタイムライン～

- 児童生徒（本人以外も含む）から教育職員等に相談
※「いつ、どこで、誰に、何をされたか」等最小限の事項を簡潔に聴き取る（裏面参照）
- 保護者等から学校へ相談
- 他の教育職員等による発見
- アンケート調査や外部相談窓口への相談により発覚
※「疑い」が生じた時点で対応する

性暴力の発覚！

直ちに対応！

情報を得た教育職員等は、速やかに管理職
(校長・教頭・副校長・事務長)へ報告

児童生徒の安全確保
(関係職員と被害児童生徒との分離等)

管理職は県教育委員会へ報告

校内対応チーム立ち上げ
(管理職、学年主任、生徒指導主事、
学級担任、養護教諭、スクールカウ
ンセラーなど)

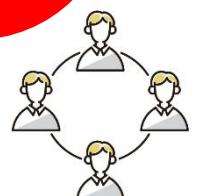
保護者との連携

事実確認

(被害児童生徒への聴き取り等)
※必要に応じ、専門機関等と連携

警察へ通報・相談

教育委員会と
学校が連携して
事案に対応





児童生徒から性暴力について相談を受けた際の注意事項

児童生徒から性暴力について相談を受けた際は、次のような点に注意して、まずは簡潔に内容を聴き取ってください。

- 聴き取りを行う際は安心して話せるように、プライバシーの確保された落ち着いた静かな場所で聴く。
- まずは「話してくれてありがとう」「心配しなくていいよ」と声かけを行う。
- 驚愕や怒り、動揺を表に出さないようにする。また、過度な同調はせず、感情的な態度にならない。
- 聴き取る内容は「誰が」「身体のどの部分に」「何をしたか」程度の簡潔な内容にとどめる。
- 事細かに聞きすぎない（児童生徒が自発的に話す場合は止める必要はない）。
- 繰り返し聴いたり、矛盾を追求したりしない。
- 誘導的な聴き方（「〇〇先生に△△されたの?」）や「なぜ?」「どうして?」などの非難しているような聴き方はしない。

★県の HP に掲載している研修動画や資料も参考にしてください。

URL ⇒ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fusyoujikonzetu.html>

- ・「児童生徒への性加害にどう対応するか-子供からの SOS を受けたら…」
- ・「事実調査のための面接-司法面接を参考に-」



法令・指針 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（一部抜粋）



（児童生徒性暴力等の禁止）

第3条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

… 教諭等の教育職員だけではなく、事務職員や部活動指導員、看護職員等、学校において児童生徒と接する職員も同様です。

（基本理念）

第4条第3項 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行わなければならない。

… 「防止等に関する施策」とは、表面のタイムラインに記載している対応（「教育委員会へ報告」「関係職員と被害児童生徒の分離」「被害児童生徒への聴き取り」等の対応）を言います。

（任命権者等の責務）

第7条第2項 公立学校（略）の教育職員等の任命権者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。

… 県の懲戒処分の指針に基づき、児童生徒に対しわいせつ行為等を行った者は原則免職となります。

（学校の責務）

第9条 学校は、（略）学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

… 早期発見のための措置としては、児童生徒や教育職員に対する定期的なアンケート調査や相談窓口の設置及び周知など児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整えることが考えられます。なお、学校が児童生徒性暴力等の事実があるにもかかわらず、表面のような対応をせず放置したり、隠べいしたりした場合は、懲戒処分の対象となる可能性があります。

（教育職員等の責務）

第10条 教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

… 全ての教育職員等は、法第3条の「教育職員等は児童生徒性暴力を絶対にしなさい」という強い決意の下、児童生徒性暴力の恐れがあることを発見した場合は、直ちに管理職へ報告してください。

※法令や指針について詳しく知りたい場合は文科省 HP で確認してください。

URL ⇒ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html



教育職員等による児童生徒への性暴力発覚時の対応

基本的な心構え

- ☑ 児童生徒の人権を尊重し、また児童生徒の安全の確保を最優先とすること。
- ☑ 性暴力を察知したら、迅速かつ慎重、組織的に対応すること。
- ☑ 悪しき仲間意識や組織防衛心理から事なかれ主義に陥り、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりすることがあってはならないこと。
- ☑ 「そんなことをする先生ではない」「児童生徒が大げさに言っているのではないか」という先入観を持たないこと。
- ☑ 同性間での行為も性暴力となることを認識しておくこと。
- ☑ 初期段階における児童生徒からの聴き取りは必要最低限にとどめること。



～性暴力発覚時のタイムライン～

- 児童生徒（本人以外も含む）から教育職員等に相談
※「いつ、どこで、誰に、何をされたか」等最小限の事項を簡潔に聴き取る（裏面参照）
- 保護者等から学校へ相談
- 他の教育職員等による発見
- アンケート調査や外部相談窓口への相談により発覚
※「疑い」が生じた時点で対応する

性暴力の発覚！

直ちに対応！

情報を得た教育職員等は、速やかに管理職
(校長・教頭・副校長・事務長)へ報告

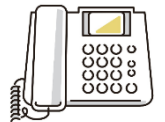
児童生徒の安全確保
(関係職員と被害児童生徒との分離等)

管理職は管轄の市町村教育委員会へ報告

校内対応チーム立ち上げ
(管理職、学年主任、生徒指導主事、
学級担任、養護教諭、スクールカウ
ンセラーなど)

保護者との連携

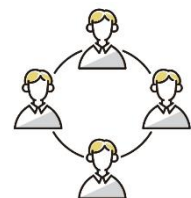
学校と市町村教育
委員会、県教育委員
会が連携して事案
に対応



市町村教育委員会は
管轄の教育事務所へ報告

事実確認
(被害児童生徒への聴き取り等)
※必要に応じ、専門機関等と連携

警察へ通報・相談





児童生徒から性暴力について相談を受けた際の注意事項

児童生徒から性暴力について相談を受けた際は、次のような点に注意して、まずは簡潔に内容を聞き取ってください。

- 聞き取りを行う際は安心して話せるように、プライバシーの確保された落ち着いた静かな場所で聴く。
- まずは「話してくれてありがとう」「心配しなくていいよ」と声かけを行う。
- 驚愕や怒り、動揺を表に出さないようにする。また、過度な同調はせず、感情的な態度にならない。
- 聞き取る内容は「誰が」「身体のどの部分に」「何をしたか」程度の簡潔な内容にとどめる。
- 事細かに聞きすぎない（児童生徒が自発的に話す場合は止める必要はない）。
- 繰り返し聴いたり、矛盾を追求したりしない。
- 誘導的な聞き方（「〇〇先生に△△されたの?」）や「なぜ?」「どうして?」などの非難しているような聞き方はしない。

★県の HP に掲載している研修動画や資料も参考にしてください。

URL ⇒ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fusyoujikonzetu.html>

- ・「児童生徒への性加害にどう対応するか-子供からの SOS を受けたら…」
- ・「事実調査のための面接-司法面接を参考に-」



法令・指針 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（一部抜粋）



（児童生徒性暴力等の禁止）

第3条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

… 教諭等の教育職員だけではなく、事務職員や部活動指導員、看護職員等、学校において児童生徒と接する職員も同様です。

（基本理念）

第4条第3項 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行わなければならない。

… 「防止等に関する施策」とは、表面のタイムラインに記載している対応（「教育委員会へ報告」「関係職員と被害児童生徒の分離」「被害児童生徒への聞き取り」等の対応）を言います。

（任命権者等の責務）

第7条第2項 公立学校（略）の教育職員等の任命権者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。

… 県の懲戒処分の指針に基づき、児童生徒に対しわいせつ行為等を行った者は原則免職となります。

（学校の責務）

第9条 学校は、（略）学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

… 早期発見のための措置としては、児童生徒や教育職員に対する定期的なアンケート調査や相談窓口の設置及び周知など児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整えることが考えられます。なお、学校が児童生徒性暴力等の事実があるにもかかわらず、表面のような対応をせず放置したり、隠べいしたりした場合は、懲戒処分の対象となる可能性があります。

（教育職員等の責務）

第10条 教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

… 全ての教育職員等は、法第3条の「教育職員等は児童生徒性暴力を絶対にしてはならない」という強い決意の下、児童生徒性暴力の恐れがあることを発見した場合は、直ちに管理職へ報告してください。

※法令や指針について詳しく知りたい場合は文科省 HP で確認してください。

URL ⇒ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

